

様式第七号の三（第十四条の十一関係）（平9建令22・全改、平26国交令79・一部改正）

表

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>		<p>宅地建物取引士証</p> <p>氏 名 (年 月 日生)</p> <p>住 所</p> <p>登録番号 第 号</p> <p>登録年月日 年 月 日 年 月 日まで有効</p> <p>知事 印</p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>発行番号 第 号</p>	<p>5.392cm以上5.403cm以下</p>
<p>8.547cm以上8.572cm以下</p>			

裏

<p>備 考</p>
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。